

平成30年9月20日

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成30年9月19日開催の第258回定例理事会において下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

1) ザラバ取引の導入に係る業務規程関連細則の件

原案どおり承認された

ザラバ取引の導入に係る業務規程の変更(平成30年8月15日付け認可)の施行に伴い、以下の細則を新設、変更又は廃止することが承認されました。(平成30年10月15日施行)なお、「秋田こまち」の取引開始に伴う細則等の追加変更については、取引開始までに改めて機関決定を行うことを予定しております。

○新 設

- ・システム売買実施細則…売買注文の種類、約定条件、発注方法・入力項目等を規定
- ・直接接続細則…登録方法、直接接続者の体制、提供者の責任の所在等を規定
- ・ギブアップ制度実施細則…ギブアップ(付替え)に係る要件、申請方法及び時限を規定
- ・立会外取引実施細則…立会外取引に係る申出方法、法定帳簿における具備要件等を規定
- ・帳入値段決定細則…帳入値段等に係る算出の順序を規定

○変 更

- ・理事会決定事項…市場管理要綱(制限幅の決定方法を変更。その他軽微な修正)

○廃 止

- ・理事会決定事項
 - …立会順序に関する事項
 - 現物先物取引に係る制限値段による売買約定締結の特例に関する事項
 - 指数先物取引に係る制限数値による売買約定締結の特例に関する事項
 - 制限値段算定の基準値段及び帳入値段設定の基準値段に関する事項
 - 制限数値算定の基準数値及び帳入数値設定の基準数値に関する事項
 - 現物先物取引のシステム売買方式に関する事項
 - 指数先物取引のシステム売買方式に関する事項

2) 会員の持分譲渡譲受承認の件

原案どおり承認された

譲渡者	株式会社神明
譲受者	株式会社神明分割準備会社
譲渡予定日	平成30年10月1日

3) 大阪コメの受渡しに係る取扱いの件

原案どおり承認された

大阪コメ指定倉庫において、大阪府北部地震や台風第21号による倉庫設備の甚大な被害やこれに伴う物流の停滞等が発生していることから、市場の混乱を回避することを目的として、業務規程第188条第1項第1号の規定に基づき、大阪コメの受渡しによる決済について、受渡当事者たる会員の申出（納会日の4営業日後の午後3時迄）により、指定倉庫の使用が困難であると本所が認めた場合に限り、以下の対応を行うこととしました。

1. 受渡場所
指定倉庫以外での受渡しを可能とする。
2. 受渡日時
受渡の期限延長（最大で各限月の納会日の属する月の最終営業日の午後1時まで）を可能とする。ただし、申出後にやむを得ない事情が生じた場合に限り、期限の変更を認めることがある。
3. 受渡書類
倉荷証券のほか、荷渡指図書・出荷状等による受渡しを可能とする。
4. 申出の方法
申出に係る様式その他必要な事項については、諸事情を踏まえるなかで、その都度定める。

以 上